

第19回 甲賀市都市計画審議会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成28年 3月24日（木） 10:00～11:40
- 2 開催場所 甲賀市役所水口庁舎 3階 第1委員会室
- 3 出席者
 - ・委員 奥貫会長、黒崎副会長、倉田委員、辻委員、橋本委員、森田委員、森嶋委員、齊内委員、中本委員、吉田委員、奥山委員、松井委員
計12名（欠席 1名）
 - ・事務局 建設部 橋本部長、平井次長、治武管理監
都市計画課 井口課長補佐、藤川係長、竹下主事
- 4 議題等
 - (1) 付議、審議
第1号議案 甲賀都市計画道路の変更について
 - (2) 協議報告事項
都市計画マスタープランについて
 - ・甲賀市都市計画マスタープラン中間報告について
 - ・市民アンケート結果について

【会議内容】

1、開会（事務局）

2、甲賀市市民憲章唱和

- 3、あいさつ 《部長あいさつ》
 《会長あいさつ》

（事務局）：それでは、次第に基づき付議に移らせていただきます。建設部長から会長へ付議書を渡させていただきます。付議書については、皆様の手元にコピーを配布しております。

《橋本部長から奥貫会長へ付議書を渡す》

（事務局）：それでは、条例第6条に基づき、これより会長に会務をお願いし進行いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

4、付議、審議

（会長）：それでは、次第に基づき付議に移ります。まず、付議案件について事務局から内容説明をしていただきます。その後、委員の皆様から意見をいただき答申をまとめたいと思いますが、委員の皆様それでよろしいでしょうか。

(各委員) : 了承

(会長) : ありがとうございます。それでは、事務局より「甲賀都市計画道路の変更について」内容説明をお願いします。

(1) 付議、審議

①第1号議案 甲賀都市計画道路の変更について・・・資料2

(事務局) : <付議内容の説明>

(会長) : 事務局から付議内容について説明をいただきました。

ご意見やご質問があればお願いします。

(B委員) : 都市計画道路の変更に関する地域説明会の対象者と、開催された回数を教えてください。

(事務局) : まず、最初に都市計画道路の計画地域の綾野学区の区長会長と綾野自治振興会の会長と協議し、都市計画道路の通る綾野地区区長会にて説明をしました。その中で各区より説明の要望があれば個別説明を行うとしたが、要望及び廃止に係る意見等がなかったため説明の回数としては実質1回となっております。

(K委員) : 区や自治会以外の方への説明はどのように行われましたか。

(事務局) : 区や自治会未加入の企業や地権者については、文書の送付や電話にて説明を行いました。また、都市計画道路の変更の縦覧告示にて周知を行いました。

(M委員) : 縦覧者は何名ですか。

(事務局) : 1名の方が縦覧されています。

(会長) : その他にご意見やご質問等はございますか。なければ、「甲賀都市計画道路の変更」については原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員) : 異議なし

(事務局) : ありがとうございます。

(会長) : 次第の協議事項には都市計画マスタープランの中間報告と市民アンケートを同時に説明いただくことになっていますが、審議員のみなさんから意見をいただくにはこの二つの議題は内容に相当違いがあるので一旦「都市計画マスタープランの中間報告」までで意見をいただいて次に、市民アンケートについて意見をいただくことにします。

5、協議報告事項

(会長) : では、まず、甲賀市都市計画マスタープランの中間報告を事務局より説明をお願いします。

①都市計画マスタープランについて

●甲賀市都市計画マスタープラン中間報告について・・・資料3

<事務局より説明>

(会長) : ありがとうございます。内容が多岐にわたる都市計画マスタープランの策定なのでいずれしっかりした調査報告がでないと思いが出づらいこともあるかもしれませんが中間報告ということで人口動態・土地利用状況について・宅地開発について、あるいは建築物の着工状況・産業については農業・工業・商業の現状・交通体系については道路並びに公共交通の状況など重点の説明がありました。只今の都市計画マスタープランの中間報告について、説明いただいた内容に関して意見・質問いただけますか。

(L委員)：まちづくり総合計画のプランとして、平成19年度に策定された都市計画マスタープランおよび甲賀市に合併したときの方向性に「地域のバランスある発展に留意した計画」「均衡ある発展が重要な視点であり、このことに十分留意した計画」が謳われていました。しかし、今回の資料を見ると関連計画策定予定の8Pに土山町・甲賀町・信楽町からの水口町やその他への人口流出がかなり多く、この計画においても同三町から「長期的穏やかな誘導」が謳われています。これが「均衡あるまちづくり」になっているのでしょうか。

「人、自然、輝き続けるあいこうか」という目標について 甲賀町で若者の意見を聴くと、「豊かな自然があること」が町の良い部分として挙がっています。しかし、若年人口が流出し、高齢人口割合が増加しているときにこの豊かな自然を守り続けることができるのかということ懸念しています。水口以外の田舎の地域の発展をどう考えておられますか。

(事務局)：今回の都市計画マスタープランの見直しは平成19年度の都市計画マスタープランを見直す業務ですが、基本的なスタンスである水口地域を中心とした中心核と各町のサブ核という部分については、変更する予定はありません。人口について甲南は横ばいで、土山甲賀信楽から水口に流入している事実もありますが、市域全体の人口は確実に減少しており特に20代以上の方の甲賀市からの流出は著しいものがあります。そういったなかで各施設の整備については先の説明のとおり、コンパクトビレッジという考え方で水口を中心核としつつ、各町の基本となるサブ核をなんとか守っていきたくと考えています。たとえばサブ核付近で生活必需品の店がなくなって生活に悪影響を及ぼすような状況にならないように、またその中に医療・福祉をどのような形で入れて考えるか、その部分を一つの着眼点としています。

また、各町で意見をもらっている市街化調整区域での規制緩和をはかりたいと考えています。これは線引きをして市街化を抑制している状況にありながら規制緩和というのは難しい話ではありますが、甲賀市に与えられた人口減少という問題に対して市街化調整区域の規制緩和という政策は必要と認識しており、都市計画マスタープランにコンパクトビレッジを甲賀市としてどう守っていくのかという考え方を明確に記載します。

(会長)：委員のおっしゃったように「市全体として均衡ある発展」というのは大変耳当たりのいい言葉ではありますが、実際には人口動態などを見て明らかなように各町の状況は異なります。この「均衡ある」とは「全体が同じように」というわけではなくて、それぞれの地域の特色を活かしながら、それぞれが自立して発展することで、市域全体として一つにまとまります。これがバランスよくまとまる、ということだと思います。今回の都市計画マスタープランの見直しのなかでそれぞれ地域ごとの特色を十分把握し、将来像を描きながら引き続き検討していただければいいと思います。

(L委員)：コンパクトビレッジという考え方について一定理解はしました。会長が仰ったように信楽には信楽の良さがあるということに共感します。そして水口の中心地が、若者が都会に行かなくてもここにいればいいと思えるような町になればいいと思います。しかしそうすると、土山は土山、信楽は信楽の良さを伸ばせば市として発展に寄与するが、甲賀は甲賀で自分で考えればいいと思ってるのか、という思いをもちました。そしてもし甲賀で声があがった場合、どこが受け入れて話を聴いてくださるのか。甲賀

の大原自治振興会でも若者のまちづくりプロジェクトなどを立ち上げており、若者の意見を聴いています。そこで甲賀町の魅力を訊くと自然環境があがりますが、それ以外には面白味や集まる場所が無いと言われます。水口が中心だからといって仕事のあと、わざわざ集まるために水口まで出るのはですか。サブ核を支える施設として生涯学習館などがありますが、そこは22時で閉まってしまう若者が自由に使えるところが無いといったことが懸案としてあがっています。今若者の間で若者の居場所作りをしようといった声が出ていますが、市としてはどこでそういった声を聴いて対応してもらえるのですか。

(事務局)：先の考え方の説明の補足ですが、水口の中心核の形成はその形成の経過を含めて重要な意味を持つと認識しています。この中心地の形成を水口町外で行うとなるとこのコンパクトビレッジの形成は非常に難しくなるためしっかりした水口の中心核の形成をすることが重要となり、そのうえで、他の土山などでしっかりしたサブ核を形成していくのが考え方の根幹であると認識しています。

また、大原自治振興会のなかでは、全戸を対象としてアンケートをとられるということで注目しています。各町単位での地域別構想を都市計画マスタープランのなかで策定していくためにそれを参考にさせていただきます。

(G委員)：市街化区域において、人口減少がすすむなかで市街化を一層はかる必要があると思いますし、市街地の整備も課題にあがっています。反面、市街化調整区域にあっては規制緩和も必要であるかと思います。先ほど事務局の話にもありましたがそういった非市街地での規制緩和も考えているとのことで、その具体的な内容を教えてほしい。

(事務局)：規制緩和については具体的には地区計画等の制度を運用することを考えており、甲賀町の市街化調整区域での運用を想定して説明にまわっています。3月20日には、高嶺地区の地元役員と協議を行い、地区計画を設定することの了解が得られましたので、4月から手続きをすすめていくこととなります。また、都計法34条12号の認定区域を活用した緩和も検討していきたいと思っています。

(G委員)：市街化区域、市街化調整区域のなかでさまざまな課題もあると思いますが、市街化調整区域内で地区計画を設定するなど人口減少に対してそれも含め課題に都市計画のなかで取り組むことも必要かなと思いますのでお願いします。

(会長)：元々は都市計画法という法律が全国一律に運用されているというところに難しい部分がある。地区計画の扱いも甲賀市の実情に即した運用がされるよう期待したい。

(K委員)：希望ヶ丘の自治振興会の会長をさせていただいており、3年前に全戸約7200戸にアンケート調査をさせてもらいました。その回答のなかにはL委員の仰ったような内容もあれば希望ヶ丘にもう人は増えないでほしいという意見もあった。そこも含めて検討をお願いしたいと思います。

今している話が都市計画マスタープランの話というより甲賀の國づくりプロジェクトの総合戦略編の概要の話のように感じます。國づくりプロジェクトのその2でコンパクトビレッジの話があります。この資料3の関連計画策定予定にも國づくりプロジェクトがありますが、都市計画マスタープランができてから國づくりプロジェクトが動くのですか、それともその逆なのですか。聴いていると國づくりプロジェクトが動いて、都市計画マスタープランがそれに合わせているように感じます。本来ならば都市計画マスタープランを確定させてそこから出てくる諸問題・課題を國づくりプロジェクトで検討さ

せていくべきではないのかと思いますが、その連携について説明をお願いします。

(事務局) : 各プランニングの形についてですが、基本は総合計画でありそこに関連業務を網羅します。都市計画マスタープランは、そのなかの都市計画部門のプランニングとなります。追って国土利用計画も動くこととなります。そして、地方創生・人口減少を含めた國づくりプロジェクトを平成28年度から行っていきます。各プランニングは概ね5年間で考えています。

総合計画には道路計画等も含まれますが、都市計画マスタープランはどちらかという土地の利活用に関係があります。そして立地適正化計画でさらに詳しい計画を行っていきます。國づくりプロジェクトとの横の連携を取りながら整合が図れるよう調整を行っております。

(K委員) : 國づくりプロジェクトが都市計画マスタープランと連携されていると理解はしましたが、この國づくりプロジェクトは現行の都市計画マスタープランを基にしているのですか。國づくりプロジェクトで使われている資料が都市計画マスタープランから読み取れない場合があり、調べてみても公開されている情報の中からは國づくりプロジェクトが基にしている計画がわかりませんでした。

(事務局) : 國づくりプロジェクトについては後日資料提供します。

それと立地適正化計画は都市計画マスタープランの詳細版になります。これはH29年度に策定予定です。

(会長) : 様々な計画が同時期に進行しているので、市としてはいい機会であると捉え、計画同士の横の連携をはかり整合性をしっかりとりながら市全体として市の方向性が見えるようにまとめてもらえるようにしていただければと思います。

●市民アンケートの結果について・・・資料4-1・4-2

《事務局より説明》

(会長) : 集計結果に目を通しましたが全体の回答数の多さに驚き、中学生の回答が健全で市の状況をよく見ているな、という印象を受けました。また中学生の満足度が高いことから将来の甲賀市に期待できるな、とも思いました。このアンケート結果については、どのようなクロス集計を行う予定ですか。

(事務局) : 旧町単位の地域別及び10代毎の年齢別クロスを行う予定をしております。

(J委員) : 公共交通に対するリクエストが多く、工業地に関して重視している傾向にあるため、都市計画マスタープランの現況整理でもう少し詳細に分析してはどうかと思います。また、新名神高速道路の開通によるポテンシャル向上がさらに見える資料にしてはどうでしょうか。人口減少等のマイナス部分だけではなくプラスの部分もアピールする方がよいと思います。

(事務局) : 現況整理について、提案いただいた内容を参考とさせていただきます。工業地については、甲賀市も工業出荷額は県内トップの実績がありますが、人口減少に歯止めをかけるためにはこの製造業だけでは解決は難しいと考えています。全国的にはこれまで製造業中心の工業団地を持ちながらIT専用の工業団地を持ったり、医療産業振興団地で医療を専門にしたりという流れがあるので、甲賀市も工業立地に新たな方向性を取り入れていくことを検討していきたいと考えています。

(B委員) : 市街化区域と市街化調整区域の二つがあるなかで未整備の市街化区域はどれだけあ

るのですか。市街化調整区域内で地区計画は、人口をできるだけ誘導したいという住民のやる気があるところであればできることであるが、市街地のなかに人口を誘導している余地はどれだけあるのでしょうか。そういった市街化区域へ人口を誘導するという方向付けは都市計画マスタープランの中に入れるのですか。

(事務局) : 市街化区域の空閑地については現時点でデータをもっていませんが、滋賀県の線引きの基礎調査で調査を行うと聞いています。空閑地は水口では北脇、甲南では市原などがあります。人口減少施策としての区画整理事業で、貴生川からは市街地の空閑地は西内貴の区画整理事業でほぼ無くなりました。これにより市街化区域の拡大を要望していきたいが、人口が増えていないため、まずは既存の市街化区域内での区画整理事業や企業誘致を進めていきたいと考えています。資料として空閑地のデータが必要ということであれば準備します。

(B委員) : 人口誘導施策は分散してしまうと公共投資が膨らむので、必要性を見極めながらの誘導が必要と考えます。アンケートの結果を踏まえながら見直しをしてほしい。

(会長) : 人口が減少していくなかでの都市計画は甲賀市だけでなく全国で苦心していることです。しかし、甲賀市は全体では減少しているが地域で見ると水口甲南は減少には転じていないという地域で異なった状況にあります。都市計画マスタープランの見直しは市全体の見通しと合わせて地域の特色を盛り込んできめ細やかなものを作れるようにしていただければ、と思います。

(会長) : 他にご意見等はございますか。なければ、本日の案件については、皆様の協力を得て審議が終了しました。ありがとうございました。それでは、私の方での進行につきまして終了させていただきます。

(事務局) : 会長ありがとうございました。委員の皆様には活発なご意見をいただきありがとうございました。今回の答申をもって手続きを進めてまいります。それでは、副会長様より閉会のあいさつをお願いします。

5. 閉 会

《副会長あいさつ》

(事務局) : ありがとうございました。以上をもちまして第19回甲賀市都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。